①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	１．就学援助制度の周知方法													２．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配付	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
30	30	30	30	30	25	0	18	19	6	11	11	19	28	0	6	6	1	29	15	21	19	9	1	5	5
三重県	津市	教育委員会事務局　学校教育課	059-229-3245	229-3245@city.tsu.lg.jp	http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000010906/index.html		○	○			○		○					○	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の就学援助制度の案内、申請書を作成	○					
三重県	四日市市	学校教育課	059-354-8250	gakkoukyouiku@city.yokkaichi.mie.jp	http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html		○	○		○	○	○	○					○	・就学援助のお知らせと申請書については、漢字に振り仮名を付記したものを別に用意している。申請書については外国語のものを作成している。 ・援助対象となる年間所得の目安額や各費目の援助額や年間総援助額	○	○				
三重県	伊勢市	教育委員会事務局学校教育課	0596-22-7879	kyo-gako@city.ise.mie.jp	https://www.city.ise.mie.jp/kyouiku/youchien_gakkou/syugakuenjo/1001884.html		○	○			○	○	○		○	・「伊勢市の子育てハンドブック」に掲載 ・平成31年度（2019年度）小学校新入学のお子さんがいる家庭に制度案内・申請書一式を郵送（平成30年12月中旬）		○	・援助対象となる年間所得の目安額を記載 ・転入や離婚などの手続きの際に制度を案内	○	○			○	・平成31年度(2019年度）小学校新入学のお子さんがいる家庭に制度案内・申請書一式を郵送（平成30年12月中旬） ・市のホームページに申請書一式を掲載
三重県	松阪市	学校教育課	0598-53-4389	gakukyo.div@city.matsusaka.mie.jp	https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/75/2941shugakuenjo.html		○	○		○	○	○	○					○		○	○				
三重県	桑名市	桑名市教育委員会事務局　教育総務課	0594-24-1236	ksomum@city.kuwana.lg.jp	http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/24,11076,302,713.html		○		○	○	○		○					○		○	○				
三重県	鈴鹿市	鈴鹿市教育委員会事務局　学校教育課	059-382-7618	gakkokyoiku@city.suzuka.lg.jp	http://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku/		○	○		○			○					○		○					
三重県	名張市	教育委員会事務局　教育総務室	0595-63-7873	kyouiku@city.nabari.mie.jp	http://www.city.nabari.lg.jp/		○	○		○		○	○					○	・転入者については、住民票異動の際に受け取る各課窓口の案内に就学援助についての記載がある ・援助対象となる年間所得に目安額等を記載 ・外国語の制度案内を作成。	○	○			○	年度途中の申請者にはその都度、学校または教育委員会で個別に配布。
三重県	尾鷲市	教育総務課　総務係	0597-23-8291	kyouiku@city.owase.lg.jp	https://www.city.owase.lg.jp/		○	○				○	○		○	福祉部局でも就学援助制度の書類を配布し、年度途中該当者へ周知		○				○			
三重県	亀山市	教育総務課　施設・保健給食グループ	0595-84-5073	shisetsu@city.kameyama.mie.jp	https://www.city.kameyama.mie.jp/kyouiku/		○	○					○		○	入学通知発送時に案内を同封		○	外国籍児童生徒のために、英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の申請書を作成している。	○	○		○		
三重県	鳥羽市	教育委員会事務局　学校教育課	0599-25-1265	gakumu@city.toba.lg.jp	http://www.city.toba.mie.jp/gakumu/shugakuenjo.html		○			○	○	○						○			○	○			
三重県	熊野市	教育委員会事務局　総務課	0597-89-4111	kyouiku-sc@city.kumano.mie.jp	http://www.kumano-city.ed.jp			○		○	○		○				○			○	○				
三重県	いなべ市	教育委員会　学校教育課	0594-86-7844	gakko@city.inebe.mie.jp					○			○	○		○	各学校に対し、制度を書面で周知。学校便り等で保護者に周知。		○	外国籍児童生徒への周知のため、外国語の制度の案内、申請書等を配布している。また、申請書類については、外国語対応の指導員による記入の指導や必要により翻訳を行っている。	○	○			○	学校生活の中で、特に気になる生活状況の児童生徒の家庭については、個別に働きかけを行うなど必要な家庭が申請できるよう配慮している。
三重県	志摩市	志摩市教育委員会　学校教育課	0599-44-0336	ky-gakushido@city.shima.lg.jp	https://www.city.shima.mie.jp/				○				○					○	目につきやすいタイトルや平易な言葉の使用。転入者には、就学援助制度を説明している。			○			
三重県	伊賀市	伊賀市教育委員会事務局　学校教育課	0595-22-9648	gakkou@city.iga.lg.jp	https://www.city.iga.lg.jp/		○	○				○	○					○	申請案内書（援助対象となる年間所得の目安額、各費目の援助額や年間総援助額等を記載したもの）、申請書、申請記入例を作成し、配布している。それぞれ外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語）を作成し、必要な家庭に配布している。	○	○				
三重県	木曽岬町	教育委員会事務局　教育課	0567-68-1617	kyouiku@town.kisosaki.mie.jp	http://www.town.kisosaki.lg.jp		○					○	○					○			○			○	申請書類は教育委員会で配布している旨、学校を通じて案内している。
三重県	東員町	教育委員会事務局　学校教育課	0594-86-2815	gakkyo@town.toin.lg.jp								○	○					○		○					
三重県	菰野町	菰野町教育委員会事務局　教育課　教育総務室	059-391-1155	kyouiku@town.komono.mie.jp	http://www2.town.komono.mie.jp/www/index.html			○	○			○	○					○			○	○			
三重県	朝日町	朝日町教育委員会教育課	059-377-5657	kyouiku@town.asahi.mie.jp	http://www2.town.asahi.mie.jp/www/genre/1000100000031/index.html		○		○									○		○	○	○			
三重県	川越町	学校教育課	059-366-7121	k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp	http://www.town.kawagoe.mie.jp/index.php/education/kyouiku/enjyo/		○	○	○	○			○					○		○	○				
三重県	多気町	多気町教育委員会　教育課	0598-38-1121	kyoiku@town.mie-taki.lg.jp	http://www.town.taki.mie.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=204		○			○	○	○	○					○	漢字には振り仮名を付記し、援助対象になる年間所得の目安額等を記載。	○	○				
三重県	明和町	明和町教育委員会こども課	0596-52-7123	kodomo@towm.mie-meiwa.jp	http://www.town.meiwa.mie.jp			○			○	○	○					○				○			
三重県	大台町	大台町教育委員会	0598-82-3791	odai-kyo@odaitown.jp								○	○					○	漢字には振り仮名を付記			○			
三重県	玉城町	玉城町教育委員会	0596-58-8212	kyousou@town.tamaki.lg.jp	http://www.town.tamaki.mie.jp/			○					○					○				○			
三重県	度会町	教育委員会事務局	0596-62-2422	kyoi@town.watarai.lg.jp	https://www.watarai.lg.jp		○	○			○		○		○	小学校入学説明会で教育委員会職員による説明		○	家庭状況に変動があったとき（離別等）は、個別に説明を行う場合がある	○	○				
三重県	大紀町	大紀町教育委員会学校教育課	0598-72-4040	gak@town.mie-taiki.lg.jp	http://www.town.taiki.mie.jp/								○		○	各学校を通じて保護者全員に制度を書面にて周知		○	記入例の同封			○		○	前年度対象者には、教育委員会から個別に案内および申請書を郵送している。、
三重県	南伊勢町	南伊勢町教育委員会事務局　教育総務係	0596-77-0002	kyouiku@town.minamiise.lg.jp	https://www.town.minamiise.lg.jp/		○	○		○		○	○					○		○					
三重県	紀北町	紀北町教育委員会事務局　学校教育課	0597-46-3124	gakkou@town,mie-kihoku.lg.jp	http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/hpdata/chomin/kyoiku/gakko.htm			○				○	○					○		○					
三重県	御浜町	教育課学校教育係	05979-3-0526	m-kyouiku@town.mihama.mie.jp				○				○	○					○	各学校から制度案内を配布している(全保護者)	○	○				
三重県	紀宝町	紀宝町教育委員会	0735-33-0341	kyouiku@town.kiho.lg.jp				○				○	○					○	就学援助費の新入学児童生徒学用品費を就学前の3月に支給しており、小学校新1年生の保護者には、入学前１月と、入学時4月の2回就学援助費について周知している。	○	○				
三重県	多気町松阪市学校組合	多気町松阪市学校組合教育委員会　教育課	0598-38-1121	kyoiku@town.mie-taki.lg.jp	http://www.town.taki.mie.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=204		○			○	○	○	○					○	漢字には振り仮名を付記し、援助対象になる年間所得の目安額等を記載。	○	○				

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	（３）ツを選択した場合 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの） →（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの） →（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの →（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの →（３）係数および目安額	テ．その他 →（４）						
30	30	17	14	11	13	11	14	7	2	7	7	1	1	5	5	6	11	9	0	7	26	0	7	1		
三重県	津市	○	○				○										○				1.3				15%未満	15%未満
三重県	四日市市	○															○				1.3				15%未満	15%未満
三重県	伊勢市															○				○	1.5		保護者の世帯の合計所得が、平成25年8月の生活扶助基準見直し前の平成25年度生活保護基準額の1.5倍を超え、ア～カ、ク～セのいずれかに該当し特に教育委員会が認めたとき。	合計所得を基準としている。	15%未満	15%未満
三重県	松阪市		○	○	○	○	○									○					1.4				20%未満	25%未満
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○							○		○				○	1.4		生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じないよう対応した者		10%未満	10%未満
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.5				15%未満	15%未満
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1.2		所得税非課税		15%未満	15%未満
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.3				25%未満	25%未満
三重県	亀山市	○																○		○	1.5		・生活保護法第６条第１項に規定する被保護者（生活保護法第１３条に規定する教育扶助に該当するものを除く、修学旅行費及び医療費の一部）		10%未満	10%未満
三重県	鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○							○					1.5				15%未満	20%未満
三重県	熊野市		○		○		○																		20%未満	20%未満
三重県	いなべ市	○																○			1.4				10%未満	10%未満
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.4				20%未満	20%未満
三重県	伊賀市																○				1.2				15%未満	15%未満
三重県	木曽岬町																	○			1.3				10%未満	5%未満
三重県	東員町																	○			1.4				10%未満	10%未満
三重県	菰野町	○																○			1.3				10%未満	10%未満
三重県	朝日町															○					1.1				5%未満	5%未満
三重県	川越町	○																○			1.1				15%未満	15%未満
三重県	多気町																○				1.5				15%未満	15%未満
三重県	明和町																	○			1.5				10%未満	10%未満
三重県	大台町	○																○			1.5				10%未満	10%未満
三重県	玉城町																○				1.5				10%未満	10%未満
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					○			失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者である その他特別な事情により、生活に困窮をきたしている者で、給付の必要があると認める者		10%未満	10%未満
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○													○			経済的な理由により、就学が困難である場合に申請できる。（その際、民生委員の所見が必要）		10%未満	10%未満
三重県	南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○					1.5				15%未満	10%未満
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○				1.5				20%未満	25%未満
三重県	御浜町																○			○	1.5		特別な事情のため経済的に困窮し、就学援助を必要とする場合		20%未満	20%未満
三重県	紀宝町		○		○		○																		10%未満	15%未満
三重県	多気町松阪市学校組合																○				1.5				25%未満	20%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 １．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
30	30	0	0	0	4	4	4	25	25	0	0	0	0	3	3	3	26	26	0	6	6	0	1	1	1	0	0	0	20	20	0	6	6	6	3	3	0	18
三重県	津市							○	11,520								○	50,600											○	23,200								・通学用品費については、１年生を除く ・支給平均額については、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
三重県	四日市市							○	11,520								○	50,600		○	6,426								○	22,855								・学校給食費の高学年は、50,600円 ・通学費の支給平均額は、H31予算計上単価 ・校外活動費の支給平均額は、H30実績より算出
三重県	伊勢市							○	11,520								○	50,600											○	28,000								・修学旅行費は、平成31年度予算計上した単価である。 ・医療費は、対象費目であるが、こども医療費助成制度を優先して適用するため実績なし。 ・学校給食費の月額について、低学年は4,100円、高学年は4,200円である。平成31年度就学援助費学校給食費（小学校）支給対象者に占める低学年の割合は49.7％である。（令和元年7月11日現在）
三重県	松阪市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	24,000								通学費は30年度の支給実績なし
三重県	桑名市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				修学旅行、校外活動費の実費はH31年度予算計上単価 学校給食費については市内地域及び学年にて異なるため、一番単価の高い旧桑名地区及び旧多度地区４～６年生の単価を記載（全体に占める割合は49.7％）
三重県	鈴鹿市							○	11,520								○	50,600					○	39,620	39,620				○	24,145								支給平均額はＨ30年度実績額を記入
三重県	名張市							○	11,520								○	50,600		○	14,000								○	25,000								
三重県	尾鷲市							○	11,520								○	50,600																	○	21,670		・医療費は費目はあるが、30年度実績なし。　・給食費は30年度実績から平均を算出。
三重県	亀山市					○	11,520	8,540									○	50,600		○	0											○	22,510	21,344				通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については実績なし。修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費の支給平均額については平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 。
三重県	鳥羽市							○	13,770								○	50,600											○	35,239								
三重県	熊野市							○	11,420								○	22,500		○	0								○	44,638								・通学費、医療費は実績なし。 ・校外活動費、給食費（市単独補助制度有、補助後の援助額平均）平成30年度実績
三重県	いなべ市							○	11,420								○	50,600											○	16,244								修学旅行費については、平成30年度実績。 医療費については、実績なし。
三重県	志摩市							○	11,520								○	50,600											○	30,000								・修学旅行費は予算計上単価 ・学校給食費は5・6年生の単価
三重県	伊賀市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	24,262								通学費…対象費目ですが前年度実績なし。本年度も実績なしの見込み。 修学旅行費・郊外活動費（宿泊を伴うもの）…前年度実績額。 医療費…本年度予算に計上した単価。
三重県	木曽岬町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,670				
三重県	東員町							○	11,420								○	50,600											○	22,500								
三重県	菰野町							○	11,980								○	50,600											○	21,670								
三重県	朝日町							○	11,520								○	50,600											○	25,000								校外活動費(宿泊を伴わないもの)…4年生の実績（23名中6名）、クラブ活動費及び生徒会費…実績なし、PTA会費…長子のみ、学校給食費…4～6年生実績（23名中16名）
三重県	川越町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				修学旅行費および校外活動費（宿泊を伴わないもの）の平均支給額は、平成31(令和元）年度予算に計上した単価。学校給食費は、1～3年生が44,550円、4～6年生が46,200円（平成31(令和元）年度支給対象学年のうち、4～6年生は42名で53％）
三重県	多気町							○	13,770								○	50,600											○	25,594								・支給平均額は30年度実績による。 ・宿泊を伴う校外活動費は支給実績なし。 ・学用品費は1年11,520円、2～6年13,770円 ・学校給食費は低学年（1～3年）41,800円、高学年（4～6年）44,000円
三重県	明和町							○	11,520								○	50,600											○	24,445								
三重県	大台町							○	11,520								○	50,600											○	21,360								医療費については、実績なし
三重県	玉城町							○	11,520								○	50,600											○	21,520								
三重県	度会町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,670				
三重県	大紀町							○	11,520								○	50,600											○	19,510								
三重県	南伊勢町							○	11,520								○	50,600																	○	21,670		
三重県	紀北町							○	11,520								○	50,600																	○	21,670		医療費　実績なし
三重県	御浜町				○	13,770	13,770							○	50,600	50,600																○	40,000	40,000				執行見込み額・・・予算計上単価 学用品費・・・１学年のみ１１，５２０円を上限 新入学用品費・・・１学年のみ
三重県	紀宝町							○	11,520								○	50,600											○	47,300								
三重県	多気町松阪市学校組合																																					

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 ２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
30	30	0	0	0	4	4	4	26	26	0	0	0	0	3	3	3	27	27	0	7	7	0	1	1	1	0	0	0	21	21	0	6	6	5	3	3	0	20
三重県	津市							○	22,510								○	57,400											○	62,500								・通学用品費については、１年生を除く ・支給平均額については、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
三重県	四日市市							○	22,510								○	57,400		○	89,250								○	56,539								・通学費の平均支給額は、H31予算計上単価 ・校外活動費の支給平均額は、H30実績より算出
三重県	伊勢市							○	22,510								○	57,400											○	62,000								・修学旅行費は、平成31年度予算に計上した単価である。 ・医療費は、対象費目であるが、こども医療費助成制度を優先して適用するため実績なし。
三重県	松阪市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	63,000								通学費・医療費は30年度の支給実績なし
三重県	桑名市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				修学旅行、校外活動費の実費はH31年度予算計上単価 学校給食費については市内地域及び学年にて異なるため、一番単価の高い旧多度地区１、２年生の単価を記載（全体に占める割合は4.0%）
三重県	鈴鹿市							○	22,510								○	57,400					○	80,070	46,228				○	59,539								支給平均額はＨ30年度実績額を記入
三重県	名張市							○	22,510								○	57,400		○	29,000								○	60,000								校外活動費（宿泊を伴うもの）については実績なし。
三重県	尾鷲市							○	22,510								○	57,400																	○	60,300		・医療費は費目はあるが、30年度実績なし。　・給食費は30年度実績から平均を算出。
三重県	亀山市				○	24,760	20,317										○	57,400		○	0											○	60,300	60,300				通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については実績なし。修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費の支給平均額については平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 。
三重県	鳥羽市							○	24,760								○	57,400											○	93,185								
三重県	熊野市							○	22,320								○	25,900		○	0								○	67,879								・通学費、医療費は実績なし。 ・校外活動費、給食費（市単独補助制度有、補助後の援助額平均）平成30年度実績
三重県	いなべ市							○	22,320								○	57,400											○	56,459								修学旅行費については、平成30年度実績。 医療費については、実績なし。
三重県	志摩市							○	22,510								○	57,400											○	65,000								・修学旅行費は予算計上単価
三重県	伊賀市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	68,298								通学費…対象費目だが前年度実績はなし。本年度も実績なしの見込み。 修学旅行費・郊外活動費（宿泊を伴うもの）…前年度実績額。郊外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。 医療費…本年度予算に計上した単価。
三重県	木曽岬町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																○	60,300	60,300				
三重県	東員町							○	22,320								○	57,400											○	83,600								
三重県	菰野町							○	22,970								○	57,400											○	60,300								
三重県	朝日町							○	22,510								○	57,400											○	59,000								校外活動費(宿泊を伴わないもの)…1,2年生の実績（19名中9名）、校外活動費(宿泊を伴うもの)…1年生の実績（19名中4名）、PTA会費…長子のみ
三重県	川越町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				学校給食費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、クラブ活動費の平均支給額は平成３１（令和元）年度予算に計上した単価。
三重県	多気町							○	24,760								○	57,400											○	69,745								・支給平均額は30年度実績による。 ・宿泊を伴う校外活動費及び医療費は支給実績なし。 ・学用品費は1年22,510円、2～3年24,760円
三重県	明和町							○	22,510								○	57,400											○	69,000								
三重県	大台町							○	22,510								○	57,400											○	57,140								医療費については、実績なし
三重県	玉城町							○	22,510								○	57,400											○	59,466								
三重県	度会町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																○	60,300					
三重県	大紀町							○	22,510								○	57,400											○	44,024								
三重県	南伊勢町							○	22,510								○	57,400																	○	60,300		
三重県	紀北町							○	22,510								○	57,400		○	0														○	60,300		医療費、通学費　実績なし
三重県	御浜町				○	24,760	24,760							○	57,400	57,400																○	50,000	50,000				執行見込み額・・・予算計上単価 学用品費・・・１学年のみ２２，５１０円を上限 新入学用品費・・・１学年のみ
三重県	紀宝町							○	22,510								○	57,400											○	65,900								
三重県	多気町松阪市学校組合							○	24,760								○	57,400											○	64,445								・支給平均額は30年度実績による。 ・宿泊を伴う校外活動費は支給実績なし。 ・学用品費は1年22,510円、2～3年24,760円

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																						Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
30	30	4	3	3	2	4	1	20	3	3	0	0	0	2	0	2	0	2	0	3	3	0	2
三重県	津市							○															
三重県	四日市市							○															
三重県	伊勢市							○															健康福祉部生活支援課において、平成26年度から、学習支援員を1名配置し、子どものいる生活保護家庭を訪問して、相談や進路に関する情報提供の支援を行っている。また、平成30年度からは、生活困窮世帯で同様の支援を展開するべく業務委託を開始した。 平成28年度から、生活保護世帯及び就学援助制度適用者の小学4年生から中学3年生を対象に、学習機会の充実を図り、復習、予習型の学習指導を通じて、学習能力の底上げを図ることを目的に無料塾を実施している。平成30年度からは、上記の指導方法を４会場全てで、塾講師による個別指導として展開。平成31年度は、ひとり親家庭を対象に含め、本事業のニーズについて検証している。本事業は、受講料は無料（教材費のみ有料。但し、生活保護世帯は無料。）。７月から土曜日開催にて年間30回程度実施している。 一方、土曜日が学校行事、部活等の理由で参加し難いとの意見があること、また、子どもの居場所、持続可能な運営方法という視点で、市内１会場ではあるが、平成30年度に毎週木曜（夕方～夜）開催として同様の無料塾を開始。文科省の管轄する地域未来塾の運営方法を取り入れて実施している。平成31年度も継続、年間50回程度実施予定。
三重県	松阪市	○	○				○							○									
三重県	桑名市	○	○	○																			
三重県	鈴鹿市							○															
三重県	名張市							○															
三重県	尾鷲市							○															
三重県	亀山市	○		○																			
三重県	鳥羽市							○															
三重県	熊野市				○	○												○					熊野市では、経済的に困窮している世帯に限定しているわけではないが、平成２８年から、子育て世代の経済的負担軽減のため、３歳児以上の保育料無料化や小・中学校給食費補助事案、高校生の通学費補助など基金を設置し取組を行っている。
三重県	いなべ市		○			○								○						○	小学校：校外学習、学校行事等使用バス借上料補助、修学旅行バス借上料補助、芸術鑑賞補助 中学校：部活動経費（バス、交通費、参加費、登録費等）の補助、修学旅行補助金、校外活動、芸術鑑賞補助。		
三重県	志摩市	○																					
三重県	伊賀市							○										○					
三重県	木曽岬町							○															
三重県	東員町							○															
三重県	菰野町			○		○																	
三重県	朝日町							○															
三重県	川越町								○	中学校PTA活動の一環として、不要になった制服のリサイクル活動を行っている。													
三重県	多気町							○															
三重県	明和町								○	希望する生徒へ、制服やジャージのリサイクルを行っている。													
三重県	大台町							○															
三重県	玉城町							○															
三重県	度会町							○												○	給食費の一部助成		
三重県	大紀町							○															
三重県	南伊勢町							○								○							
三重県	紀北町							○								○							
三重県	御浜町							○												○	保護者からの要望内容を該当校に伝達し、要望実現のため協力を求める		
三重県	紀宝町				○	○			○	中学校では、育友会費（ＰＴＡ会費）・体育講演会費は、要保護・準要保護世帯からは、徴収していない。												
三重県	多気町松阪市学校組合							○															